

岡山県内社会福祉協議会における 災害時の相互支援に関する協定書

岡山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）及び岡山県内の市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）は、相互扶助の精神に基づき協定を締結し、災害時において、社会福祉協議会のネットワークを活かし、災害救援活動を相互に支援するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、岡山県内で災害が発生した場合において、被災した地域を所管する社会福祉協議会（以下「被災地社協」という。）による災害救援活動が効率的、効果的に行われるよう、その支援に関し必要な事項を定める。

（適用する災害の種類）

第2条 この協定を適用する災害の種類は、災害対策基本法で定義されている暴風雨、豪雨、地震、津波等で生ずる災害で、原則として災害救助法が適用される災害をいう。
2 前項に規定する災害のほか、多大な人的及び物的被害を受け、住民生活に甚大な支障が生じた場合とする。

（支援の内容）

第3条 この協定を締結した県社協及び市町村社協は、被災地社協における災害救援活動が迅速かつ円滑に展開されるよう、災害ボランティアセンター（以下「災害VC」という。）の運営支援を中心としながら、社会福祉協議会の活動原則に基づく災害救援活動に取り組むものとし、次に掲げる事項について、相互に支援する。

- (1) 被災直後における被災地の状況把握、情報収集、調査活動
- (2) 災害全般に関する情報収集、提供及び発信
- (3) 災害VCの設置及び運営支援
- (4) 要援護者等の生活課題解決に向けた企画調整及び活動
- (5) 災害支援活動の開始及び展開・転換に関する相談支援
- (6) その他、被災地社協を支援するために必要と認められる諸活動

（支援の要請）

第4条 この協定に基づく支援を受けようとする場合、被災地社協から県社協に要請する。

（支援の決定）

第5条 この協定に基づく相互支援の適否は、第4条の要請に基づき、被災地社協と県社協が協議の上、決定する。

(支援の期間)

第6条 被災地社協を支援する期間は、被災地社協と県社協が協議の上、決定する。

(職員の派遣)

第7条 県社協は、速やかに連絡調整を行い、被災地外の市町村社協に対して職員の派遣を依頼する。

- 2 職員の派遣を依頼された市町村社協は、被災地社協へ職員を派遣する。
- 3 派遣された職員は、被災地社協の指揮のもと、第3条に掲げる任務を遂行する。
- 4 派遣職員が任務の遂行上において事故が生じた場合、原則として派遣する市町村社協が定める規則等に基づき必要な補償を行うものとする。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく支援に要する費用は、原則として支援する県社協及び市町村社協の負担とする。ただし、必要に応じて、別途協議するものとする。

(職員の養成及び確保)

第9条 県社協及び市町村社協は、この協定に基づく相互支援が円滑に行えるよう、災害救援活動を的確に遂行できる職員を養成し、派遣職員の確保に努める。

(連絡調整)

第10条 県社協は、平時又は災害時において、協定社協と相互支援に関する連絡調整を行う。

(連絡窓口)

第11条 市町村社協は、あらかじめ相互支援協定に関する連絡担当部署、担当責任者を定め、県社協に提出するものとする。

- 2 県社協及び市町村社協は、災害が発生した際には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項は、災害時相互支援に関する連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催し、協議を経て定めるものとする。

- 2 連絡会議は、県社協及び市町村社協の事務局長をもって構成する。

附則

この協定は、平成25年12月10日から適用する。

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
会 長 山 岡 治



社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会
会 長 内 田 通



社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会
会 長 近 藤 淳



社会福祉法人 津山市社会福祉協議会
会 長 小 山



社会福祉法人 玉野市社会福祉協議会
会 長 藤 原 正



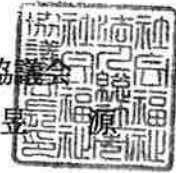
社会福祉法人 笠岡市社会福祉協議会
会 長 高 橋 昌



社会福祉法人 井原市社会福祉協議会
会 長 久 津 間 憲



社会福祉法人 総社市社会福祉協議会
会 長 風 早 景



社会福祉法人 高梁市社会福祉協議会
会 長 内 田 親



社会福祉法人 新見市社会福祉協議会
会 長 竹 元 武



社会福祉法人 備前市社会福祉協議会
会 長 宮 本 國



社会福祉法人 瀬戸内市社会福祉協議会
会 長 東 原 和



社会福祉法人 赤磐市社会福祉協議会
会 長 草 野 妥 彦



社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会
会 長 辻 騏



社会福祉法人 美作市社会福祉協議会
会 長 春 名



社会福祉法人 浅口市社会福祉協議会
会 長 山 下 隆



社会福祉法人 和气町社会福祉協議会
会 長 幸 坂 陽



社会福祉法人 早島町社会福祉協議会
会 長 納 所



社会福祉法人 里庄町社会福祉協議会
会 長 大 内 恒



社会福祉法人 矢掛町社会福祉協議会
会 長 山 野 通



社会福祉法人 新庄村社会福祉協議会
会 長 笹 野



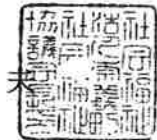
社会福祉法人 鏡野町社会福祉協議会
会 長 山 崎 親 男



社会福祉法人 勝央町社会福祉協議会
会 長 西 田 文 磨



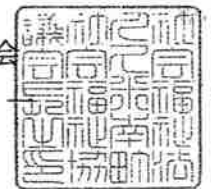
社会福祉法人 奈義町社会福祉協議会
会 長 花 房 昭 夫



社会福祉法人 西粟倉村社会福祉協議会
会 長 青 木 秀 夫



社会福祉法人 久米南町社会福祉協議会
会 長 河 島 建 一



社会福祉法人 美咲町社会福祉協議会
会 長 草 地 巧 一



社会福祉法人 吉備中央町社会福祉協議会
会 長 難 波 裕 規

